

学校法人近畿大学  
原子力研究所  
平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	5
4. 特記事項 .....	5

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

平成30年6月6日(水)

### (2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

原子力保安検査官 横山 邦彦

原子力保安検査官 古井 和平

原子力保安検査官 高岡 章

審査グループ 研究炉等審査部門

原子力保安検査官 大向 繁勝 他

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

① 保安教育

② マネジメントレビュー

③ 保守管理

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安教育」、「マネジメントレビュー」及び「保守管理」を基本検査項目として検査を実施した。

「保安教育」については、保安規定に基づき所長は、平成30年度の教育訓練実施計画を策定し、放射線業務従事者、一時立入者等への保安教育及び非常事態教育訓練を実施していることを確認した。また緊急作業に従事する要員に対して、保安教育の実施、要員選定の意思確認及び評価が行われていることを確認した。

「マネジメントレビュー」については、保安規定に基づき各インプット項目の情報が纏められ、品質保証責任者から改善のための提案として、マネジメントレビューに諮っていることを確認した。アウトプットとして、所長は、それぞれの改善のための提案について採用又は不採用の判断結果を取り纏めたマネジメントレビュー報告書により理事長に報告していることを確認した。また、平成30年度の品質方針に基づき品質目標が定められていることを確認した。ただし、品質保証責任者のインプット情報の分析結果において、目標が達成された項目について達成したプロセスを明確にすること及びその維持方法について分析すること、及び改

善のための提案について、所長が「保留」とした項目について、保留とした理由及び今後の処置について明確にすることを指摘した。

「保守管理」については、保安上特に管理を必要とする施設の保守管理について、施設定期自主検査として保安規定に定めており、施設定期自主検査実施計画を策定し、実績管理を行いながら検査が実施されていることを確認した。原子炉施設の定期評価について、所長は定期評価のための委員会を組織し、同委員会委員長が実施計画を策定し、評価を行い、その結果について所長に報告していることを確認した。

以上のことから、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

## (2) 検査結果

### ① 保安教育

保安規定に基づき、保安教育及び保安訓練を計画し、実施しているか、その実施状況について確認した。

保安教育について、所長は平成30年度の保安教育の実施計画を、原子炉主任技術者の同意を得て策定していることを、「平成30年度保安教育実施計画」により確認した。所長は、保安教育の実施計画を受講者に所内メールにより周知するとともに、当該計画に従って、放射線業務従事者、一時立入者、警備員、その他の従事者に対して、保安規定に定められた内容に基づき、保安教育を実施していることを、「平成30年度放射線業務従事者の保安教育・実施計画」、「平成30年度保安教育(新規教育)実施記録」、「平成30年度保安教育(理事長)実施記録」等により確認した。

また、品質保証活動に係る教育について、所長は、所員を対象に品質保証責任者を講師として教育を行う旨の年度計画を策定し、教育を実施していることを、「平成30年度品質活動教育年度計画」及び「平成30年度 品質活動教育 実施記録」により確認した。なお、講師は、教育の有効性評価として、教育終了後に理解度確認試験を実施し、受講者の教育内容理解度について確認していることを、「平成30年度 品質活動教育有効性評価試験」により確認した。

緊急作業に従事する要員に対する教育として、所長は女子を除く原子力研究所の専任教員及び技術職員を対象とした教育実施計画を策定し、緊急作業に従事する意思表示を理事長宛に行うとともに、受講後のアンケートに回答した上で緊急作業要員として評価、選定していることを、「緊急作業に従事する要員に対する保安教育実施計画」、「緊急作業に従事する意思の表示」及び「緊急作業に従事する要員に係る保安教育アンケート」により確認した。

緊急作業に係る訓練について、所長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けた者に対して要素訓練等を実施していることを、「平成29年度近畿大学原子力研究所

「緊急作業に係る訓練」実施計画」、「平成29年度近畿大学原子力研究所「緊急作業に係る訓練」の受講者名簿」及び「平成29年度近畿大学原子力研究所「緊急作業に係る訓練」実施記録」により確認した。

以上のことから、保安規定に基づき保安教育及び保安訓練が計画、実施されており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

## ② マネジメントレビュー

マネジメントレビューにおいて、インプット情報から改善すべき事項を抽出し、改善に繋げる活動が機能しているかについて確認した。

マネジメントレビューのインプット情報として、昨年度の品質目標の達成状況や予防処置及び是正処置の実施状況等、保安規定に定めた8項目について、管理室長等の各項目の実施責任者は、実施結果を所長に報告し、報告された8項目について品質保証責任者が改善を要する事項の分析及び改善に係る具体的な提案を策定し、インプット情報としてマネジメントレビューに諮っていることを、「マネジメントレビューへのインプットに係る報告書」及び「マネジメントレビューへのインプットに係る報告書【改善のための提案①～⑧】」により確認した。なお、品質保証責任者の各班からのインプット情報の分析結果において、目標が達成された項目については、「100%の達成率であった」、「改善を要する事項は無い」という記載のみであるため、目標が達成されたプロセスを明確にして継続的な改善活動のため、達成率の維持方法について分析することを指摘した。

アウトプットについて、所長は品質保証責任者から提出された、改善を要する事項等のインプットについて採用又は保留の判断を行い、その採否結果を含めてアウトプットとし、マネジメントレビュー会議の報告書を作成していることを、「マネジメントレビュー会議議事録」及び「改善のための提案に対する採否記録」により確認した。ただし、当該記録において、採否結果を「保留」としている項目について、所長は保留とした理由及びその提案を今後どのように処置するかについて明確にすることを指摘した。

また所長は、マネジメントレビューの結果を理事長に報告し、理事長は当該報告を承認するとともに、平成30年度の品質方針を策定していることを、「平成29年度マネジメントレビュー報告書」及び「近畿大学原子力研究所の原子力安全のための理事長品質方針」等により確認した。理事長が策定した品質方針を受け、各班長は品質目標を定め、それを班内に周知していることを、「品質目標管理シート」により確認した。

具体的な改善のための提案として、外部の受けとめ方においては、地元住民及び関係自治体からの指摘・要望事項等は無かったが、継続的な改善活動として、各班長は週1回の巡視における原子力保安検査官からのコメント等を共有・記録するシステムの構築が必要であることや予防処置・是正処置の状況について、是正処置の有効性レビューが未実施である案件があるため、年度内に実施するとしていることを、「平成29年度マネジメントレビュー報告書」により確認した。

以上のことから、品質管理責任者により、インプット情報が精査、整理されたインプット情報によりマネジメントレビューが行われ、実効性のある改善項目等がアウトプットされており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

### ③ 保守管理

原子炉施設の保安上特に管理を必要とする施設の保守管理に関する計画及び実施状況について確認した。

原子炉施設の保安上特に管理を必要とする施設の保守管理について、保安規定に定めた設備について、定められた頻度により施設定期自主検査を実施することとしている。原子炉施設に係る検査については原子炉管理班長が、放射線管理施設に係る検査については保健物理班長が、それぞれ施設定期自主検査実施計画を作成し、管理室長が原子炉主任技術者の同意の上承認し、所長に報告していることを、「施設定期自主検査実施計画(原子炉管理班関係)」及び「施設定期自主検査実施計画(保健物理班関係)」により確認した。

また、施設定期自主検査結果の報告を、検査の実施時期ごとに、原子炉管理班長及び保健物理班長が管理室長に報告していることを、「施設定期自主検査実施報告書(原子炉管理班関係)」等により確認した。なお、各班長は、施設定期自主検査の実績の管理及び検査要領書の改訂の管理を適切に実施していることを、「施設定期自主検査要領書管理台帳」により確認した。

原子炉施設の定期的な評価について、所長は、保安活動の実施状況の評価及び経年変化の技術的評価を行うために、「保安活動評価小委員会」、「経年変化評価小委員会」及び両小委員会の取りまとめを行う、「近畿大学原子炉施設定期評価委員会」(以下、「定期評価委員会」という。)を設置し、各委員会の委員長及び委員を指名していることを、「近畿大学原子炉施設定期評価委員会名簿」により確認した。

定期評価委員会の委員長は、保安活動の実施状況の評価及び経年変化の技術的評価のための実施計画を策定し、所長が確認の上承認していることを、「保安活動評価実施計画」及び「経年変化評価実施計画」により確認した。また、実施した評価結果について所長に報告していることを、平成30年1月22日付け「保安活動評価報告書」及び平成30年1月22日付け「経年変化評価報告書」により確認した。

原子炉施設の定期的な評価について、所長は新規制基準適用以前の平成27年1月に原子炉施設の定期的な評価を実施したことを、平成27年1月28日付け、「保安活動評価報告書」及び同日付け、「経年変化評価報告書」により確認した。しかし新規制基準の適用に際し、原子炉施設の設備・機器の一部を変更し、また保安規定も改訂したことから、所長は平成29年4月の原子炉再起動以降からの保安活動の実施状況及び経年変化の技術的評価について改めて評価を行ったことを、平成30年1月22日付け、「保安活動評価報告書」及び「経年変化評価報告書」により確認した。その評価結果が

ら、保安活動の実施状況について適切に実施されていること及び今後規制機関の新たな検査制度により、人的資源がさらに必要となるという評価結果であることを、「保安活動評価報告書」により確認した。また、経年変化の技術的評価については、主要設備について施設定期自主検査による現状の保守・点検は有効に機能しているが、排気筒の健全性評価と耐震診断の実施や長年更新されていない安全保護系ケーブルの更新について検討を行うことが望ましいとの評価であることを、「経年変化評価報告書」により確認した。

以上のことから、保守管理の状況について、保安規定に基づき点検、検査され、維持管理されており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

## 保安検査日程

月 日	6月 6日 (水)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>○保安教育</li> <li>◎マネジメントレビュー</li> </ul>
午 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保守管理</li> <li>●現場巡視</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>
勤務 時間外	—

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等